平成２３年（フ）第９３号
愛媛県新居浜市新須賀町２丁目９番343号
債務者　眞鍋　睦子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１２４号
愛媛県西条市周布770番地３、前住所愛媛県西条市三津屋166番地１
債務者　稲垣眞貴子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１２５号
愛媛県四国中央市土居町入野933番地２
リーフガーデンＡ棟102号
債務者　稲垣　雅彦
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１３３号
愛媛県新居浜市中須賀町１丁目３番122号
債務者　上田　春枝
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１３５号
愛媛県新居浜市船木甲3649番地の11
債務者　東　　聖司
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１４４号
愛媛県西条市円海寺152番地　円海寺マンション343号
債務者　渡邊　　明
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１４５号
愛媛県西条市円海寺152番地　円海寺マンション343号、前住所愛媛県西条市丹原町池田1707番地７
債務者　渡邊　昌代
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
松山地方裁判所西条支部

平成２３年（フ）第１５０号
福岡県嘉麻市口春662番地94
債務者　溝口百合子
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１５１号
福岡県飯塚市筑穂元吉962番地24
債務者　下手　久清
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１５４号
福岡県飯塚市楽市101番地１
債務者　藤川ゆかり
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第１５５号
福岡県嘉穂郡桂川町大字土師3868番地１
債務者　林田　法子
1　決定年月日時　平成23年10月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部

平成２３年（フ）第２９５号
福岡県久留米市宮ノ陣町大杜453番地１
債務者　井口　孝行
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３１３号
福岡県久留米市東合川新町５番３―506号、前住所福岡県久留米市国分町931番地７
債務者　江島　浩一
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第３１４号
福岡県久留米市東合川新町５番３―506号、前住所福岡県久留米市国分町931番地７
債務者　江島　友子（旧姓森）
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第２４７号
大分市大字千歳2127番地の９
債務者　菅原　大輔
1　決定年月日時　平成23年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２３年（フ）第１６２号
宮崎県都城市山之口町山之口3431番地17、前住所宮崎県北諸県郡三股町大字宮村3005番地12
債務者　今西　正彦
1　決定年月日時　平成23年10月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２３年（フ）第１６５号
宮崎県延岡市妙町695番地１
債務者　甲斐　春喜
1　決定年月日時　平成23年10月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月19日まで
宮崎地方裁判所延岡支部